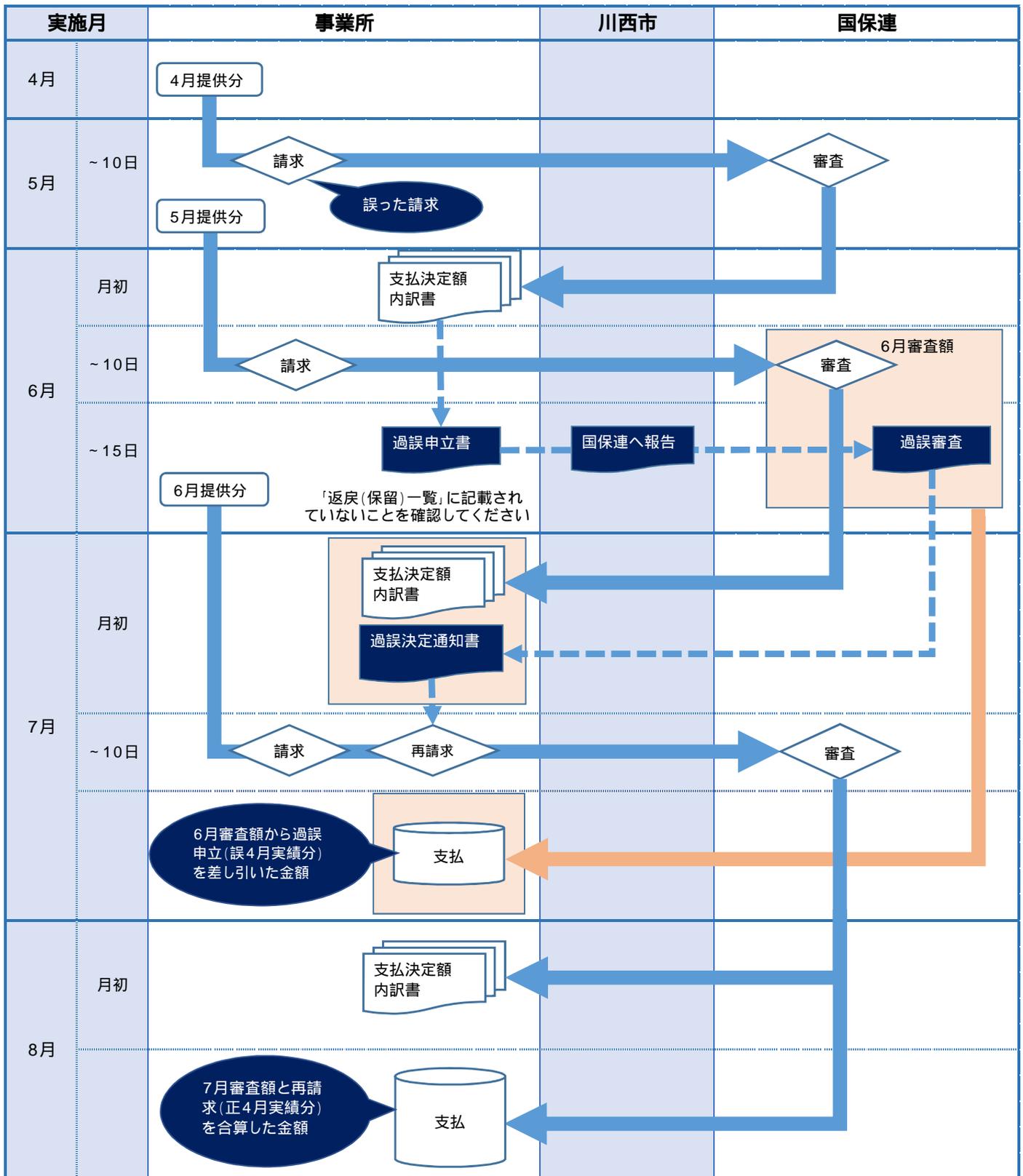


通常過誤のスケジュール

(例) 4月提供のサービスについて、請求誤りが判明し、通常過誤を行う場合の最も早い処理時期



月サービス提供分について請求後に誤りが判明した場合は、

「+1月」審査にかかる「返戻(保留)一覧表」に記載のないことを確認し、

「+2月」の原則15日までに「過誤申立書」を市に提出してください。

「過誤決定通知書」で確認した取り下げ完了分について、誤りを訂正のうえ再請求してください。